



流山市監査委員告示第10号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和元年11月5日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮



第4号様式

流道建第61号

令和元年10月1日

(宛先) 流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について (通知)

平成31年2月14日付け、流監第94号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

第 5 号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成 3 1 年 2 月 1 4 日 ・ 流監第 9 4 号		
監 査 の 種 別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
土木部 道路建設課	意見	長期継続、繰越しによる負担行為票の未起票が散見された。担当課においては厳正なチェック体制を構築されたい。	繰越しによる負担行為票の起票については、一覧表を作成し複数で確認を行う。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。  
表示は、「指摘」又は「意見」とする。